

1 平成29年度県税課税標準、税率及び納期一覧表

税 目	課 税 標 準	税 率	納 期	法律又は条例で定める免税事項
県民税	1 個人 (1) 県内に住所を有する個人 均等割（やまがた緑環境税を含む） 所得割……課税所得金額	年 2,500円 $\frac{4}{100}$	1 個人 ・均等割、所得割 市町村民税の納期と同じ ・配当割 当月分を翌月10日まで (源泉徴収選択口座内 配当の場合) 年間分を一括して 翌年1月10日まで ・株式等譲渡所得割 年間分を一括して翌 年1月10日まで	
	(2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者 均等割（やまがた緑環境税を含む）	年 2,500円		
	(3) 支払を受けるべき特定配当等の額 配当割	$\frac{5}{100}$		
	(4) 特定株式等譲渡所得金額 株式等譲渡所得割	$\frac{5}{100}$		
	2 法人 (1) 県内に事務所又は事業所を有する法人 均等割（やまがた緑環境税を含む）	(ア) 資本金等の額が50億円超 年 880,000円 (イ) 資本金等の額が10億円超 50億円以下 年 594,000円 (ウ) 資本金等の額が1億円超 10億円以下 年 143,000円 (エ) 資本金等の額が 1,000万円超1億円以下 年 55,000円 (オ) 前各号以外の法人等 年 22,000円	2 法人 ・確定申告 事業年度終了後2か月 以内 ・中間申告 事業年度の初日から6 か月を経過した日から2 か月以内 ・清算確定申告 残余財産が確定した日 から1か月以内	
	法人税割…法人税額	$\frac{3.2}{100}$		
		ただし、昭和52年2月1日から平成34年1月31日までの間に終了する各事業年度分で、保険業法に規定する相互会社、資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社並びに投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人（平成12年11月30日以後に開始する各事業年度分又は各計算期間分）、資本金等の額1億円超又は法人税額年1,000万円超の法人は		
		$\frac{4.0}{100}$		
	(2) 県内に寮等を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの及び県内に事務所又は事業所を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの 均等割	上記(ア)～(オ)と同じ		
	3 利子割 支払を受けるべき利子等の額 ※法人が平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に対しては、利子割が課税されない。	$\frac{5}{100}$		当月分を翌月10日まで

税 目	課 税 標 準	税 率	納 期	法律又は条例で定める免税事項
事 業 税	1 個 人 第一種事業による所得金額	$\frac{5}{100}$	1 個 人 第一期 8月16日～8月31日	事業主控除 2,900,000円
	第二種事業による所得金額	$\frac{4}{100}$	第二期 11月16日～11月30日	
	第三種事業による所得金額	$\frac{5}{100}$	税額1万円以下のときは第一期のみ	
		ただし、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業については		
		$\frac{3}{100}$		
	2 法 人		2 法 人	
	(1)電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人 収入金額	$\frac{0.9}{100}$	・確定申告 事業年度終了後2か月以内	
	(2)特別法人 所得金額	所得金額のうち 400万円以下の金額 $\frac{3.4}{100}$ 400万円を超える 金額 $\frac{4.6}{100}$	・中間申告 事業年度の初日から6か月を経過した日から2か月以内 ・清算確定申告 残余財産が確定した日から1か月以内	
		ただし、三以上の都道府県に事務所又は事業所を設けている法人 資本金又は出資金の額が1,000万以上のものは、所得金額の		
		$\frac{4.6}{100}$		
(3)その他の法人 所得金額	所得金額のうち 400万円以下の金額 $\frac{3.4}{100}$ 400万円を超え 800万円以下の金額 $\frac{5.1}{100}$ 800万円を超える 金額 $\frac{6.7}{100}$			
	ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える場合は、外形標準課税を適用 (別記参照)			

税 目	課 税 標 準	税 率	納 期	法律又は条例で定める免税事項
事 業 税	所得金額（外形標準課税） 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人※ （各事業年度終了日現在） ※電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人、公益法人、特別法人を除く	下表の通り		
	（注）外形標準課税については平成16年4月1日以降に開始する事業年度分から適用	所得割額……① 所得金額のうち 400万円以下の金額 $\frac{0.3}{100}$ 400万円を越え 800万円以下の金額 $\frac{0.5}{100}$ 800万円を超える 金額 $\frac{0.7}{100}$ 付加価値割額……② （報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料＋単年度損益-雇用安定控除額）×1.2% 資本割額……③ 資本金等の額×0.5% （資本金等の額＝法人税法に規定する資本金等の額又は 連結個別資本金等の額） 税額 = ①所得割額 + ②付加価値割額 + ③資本割額		
地方消費税	1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した残額に相当する消費税額 2 貨物割 課税貨物に係る消費税額	消費税額の63分の17(1.7%)	消費税と同期	(消費税法による)
不 動 産 税	不動産の価格	平成18年 4月 1日から平成20年 3月31日までの住宅以外の家屋の取得 $\frac{3.5}{100}$ ただし、土地及び住宅の取得については $\frac{3}{100}$ 平成20年 4月 1日から平成30年 3月31日までの住宅以外の家屋の取得 $\frac{4}{100}$ ただし、土地及び住宅の取得については $\frac{3}{100}$	納税通知書に定められた日	(1) 土地の取得10万円未満 (2) 家屋の取得のうち建築に係るもの1戸につき23万円未満 (3) 家屋の取得のうち(2)以外1戸につき12万円未満
県たばこ税	売渡し又は消費等に係る製造たばこの本数	1,000本につき860円 [旧3級品の紙巻たばこについては 551円]	前月分を毎月末日まで	

税目	課税標準	税率	納期	法律又は条例で定める免税事項
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用（1日1回）	<ul style="list-style-type: none"> 1級 1,200円 2級 1,100円 3級 1,000円 4級 900円 5級 800円 6級 700円 7級 600円 8級 500円 9級 400円 10級 300円 	前月分を毎月15日まで	<ul style="list-style-type: none"> 1 年齢等による非課税 <ul style="list-style-type: none"> (1) 18歳未満の者の利用 (2) 70歳以上の者の利用 (3) 障害者の利用 2 一定の用途による非課税 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国民体育大会の競技 (2) 学校の教育活動
自動車取得税	自動車の取得価額	<ul style="list-style-type: none"> 1 軽自動車 $\frac{2}{100}$ 2 軽自動車以外 <ul style="list-style-type: none"> (1) 営業用 $\frac{2}{100}$ (2) 自家用 $\frac{3}{100}$ 	登録又は届出のとき	<ul style="list-style-type: none"> 1 自動車の取得価額 500,000円以下 2 特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日以降3年以内に専ら当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動の用に供するための自動車を無償で取得したとき
軽油引取税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものの数量	32,100円/kl	前月分を毎月末日まで	<ul style="list-style-type: none"> 知事の承認があったもので次に掲げる引取り <ul style="list-style-type: none"> (1) 軽油の引取りで本邦から輸出として行われたもの (2) すでに軽油引取税を課された軽油に係る引取り (3) 免税証による軽油の引取り
自動車税	別表のとおり	別表のとおり	5月16日～5月31日	<ul style="list-style-type: none"> 1 次に該当するもの。ただし、(4)から(7)までは知事の承認を受けたものに限り <ul style="list-style-type: none"> (1) 商品であって使用しない自動車 (2) 消防専用自動車 (3) 救急専用自動車 (4) へき地巡回診療の用に供する自動車 (5) 学校において、専ら生徒の教育練習の用に供する自動車 (6) 指定自動車教習所の設置者又は管理者が所有する自動車で、当該教習所において専ら教習の用に供する自動車 (7) 幼稚園において、専ら園児の通園の用に供する自動車 2 社会事業又は公益事業を行う法人の所有する自動車のうち、次のいずれかに該当するもので、知事の承認を受けたもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通の安全確保の事業の用に供する自動車 (2) 結核予防の事業の用に供する自動車 (3) 成人病予防の事業の用に供する自動車 (4) 犯罪の予防の事業の用に供する自動車 (5) 母子健康包括支援センターにおいて、直接その本来の事業の用に供する自動車 (6) 社会福祉事業の用に供する施設において、直接その本来の事業の用に供する自動車

税目	課税標準	税率	納期	法律又は条例で定める免税事項
鉦区税	鉦区の面積	1 砂鉦を目的としない鉦業権の鉦区 (1) 試掘鉦区 面積100アールごとに年額 200円 (2) 採掘鉦区 面積100アールごとに年額 400円 2 砂鉦を目的とする鉦業権の鉦区 (1) 河床でないもの 面積100アールごとに年額 200円 (2) 河床 延長1,000メートルごとに年額 600円 3 石油又は可燃性天然ガスを目的とする 鉦業権の鉦区 1に規定する税率の $\frac{2}{3}$	5月16日～ 5月31日	
狩猟税	1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち2に規定する者以外のもの 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち4に規定する者以外のもの 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 6 鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、捕獲等を行った者が狩猟者の登録を受ける場合（許可捕獲後1年以内）	16,500円 11,000円 8,200円 5,500円 5,500円 上記税額の2分の1	登録を受ける日	課税免除 1 対象鳥獣捕獲員に該当する者が狩猟者の登録を受ける場合 2 鳥獣保護管理法による許可を受け、従事者証の交付を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者が狩猟者の登録を受ける場合
産業廃棄物税	1 埋立処分を目的とした最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量 2 1に規定する産業廃棄物の重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得た重量	1,000円/トン	1月1日～3月31日分は 4月30日 4月1日～6月30日分は 7月31日 7月1日～9月30日分は 10月31日 10月1日～12月31日分は 1月31日	

自動車取得税のグリーン化税制

(別表)

		対象自動車		特例措置の内容	
区分		排出ガス基準	燃費基準		
新車	電気自動車 (燃料電池自動車を含む)	燃料が「電気」又は「圧縮水素」			
	天然ガス自動車	車両総重量が3.5 t 以下	平成30年排出ガス保安基準適合		
			平成21年天然ガス車基準適合 かつ平成21年天然ガス車基準より10%以上NOx低減		
	プラグインハイブリッド自動車				
	クリーンディーゼル乗用車		「平成30年軽油軽中量車基準適合」又は「平成21年軽油軽中量車基準適合」		
	ガソリン自動車	乗用車		平成32年度燃費基準+30%	免除 (非課税)
		車両総重量が2.5 t 以下のバス・トラック	「平成30年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減」 又は「平成17年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減」	平成27年度燃費基準+25%	
		車両総重量が2.5 t 超3.5 t 以下のバス・トラック		平成27年度燃費基準+15%	
	ディーゼル自動車	車両総重量が2.5 t 超3.5 t 以下のバス・トラック	「平成30年軽油軽中量車基準適合」又は 「平成21年軽油軽中量車基準適合かつ平成21年軽油軽中量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準+15%	
		車両総重量が3.5 t 超のバス・トラック	「平成28年軽油重量車基準適合」又は 「平成21年軽油重量車基準適合かつ平成21年軽油重量車基準より10%以上NOx, PM低減」		
	ガソリン自動車	車両総重量が2.5 t 以下のバス・トラック	平成30年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減 平成17年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減	平成27年度燃費基準+20%	税率80%軽減
	ガソリン自動車	車両総重量が2.5 t 超3.5 t 以下のバス・トラック	「平成30年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減」 又は「平成17年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減」	平成27年度燃費基準+10%	税率75%軽減
			「平成30年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成30年ガソリン軽中量車基準より25%以上NOx低減」 又は「平成17年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成17年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減」	平成27年度燃費基準+15%	
	ディーゼル自動車	車両総重量が2.5 t 超3.5 t 以下のバス・トラック	「平成30年軽油軽中量車基準適合」又は 「平成21年軽油軽中量車基準適合 かつ平成21年軽油軽中量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準+10%	
		車両総重量が3.5 t 超のバス・トラック	「平成28年軽油重量車基準適合」又は 「平成21年軽油重量車基準適合 かつ平成21年軽油重量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準+10%	
	ガソリン自動車	乗用車	「平成30年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減」 又は「平成17年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減」	平成32年度燃費基準達成+20%	税率60%軽減
	車両総重量が2.5 t 以下のバス・トラック		平成27年度燃費基準+15%		
ガソリン自動車	車両総重量が2.5 t 超3.5 t 以下のバス・トラック	「平成30年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減」 又は「平成17年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減」	平成27年度燃費基準+5%	税率50%軽減	
		「平成30年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成30年ガソリン軽中量車基準より25%以上NOx低減」 又は「平成17年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成17年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減」	平成27年度燃費基準+10%		
ディーゼル自動車	車両総重量が2.5 t 超3.5 t 以下のバス・トラック	「平成30年軽油軽中量車基準適合」又は 「平成21年軽油軽中量車基準適合 かつ平成21年軽油軽中量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準+5%		
	車両総重量が3.5 t 超のバス・トラック	「平成28年軽油重量車基準適合」又は 「平成21年軽油重量車基準適合 かつ平成21年軽油重量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準+5%		
ガソリン自動車	乗用車	「平成30年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減」 又は平成17年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減	平成32年度燃費基準達成+10%	税率40%軽減	
	車両総重量が2.5 t 以下のバス・トラック		平成27年度燃費基準+10%		
ガソリン自動車	車両総重量が2.5 t 超3.5 t 以下のバス・トラック	「平成30年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減」 又は「平成17年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減」	平成27年度燃費基準達成	税率25%軽減	
		「平成30年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成30年ガソリン軽中量車基準より25%以上NOx低減」 又は「平成17年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成17年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減」	平成27年度燃費基準+5%		
ディーゼル自動車	車両総重量が2.5 t 超3.5 t 以下のバス・トラック	「平成30年軽油軽中量車基準適合」又は 「平成21年軽油軽中量車基準適合 かつ平成21年軽油軽中量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準達成		
	車両総重量が3.5 t 超のバス・トラック	「平成28年軽油重量車基準適合」又は 「平成21年軽油重量車基準適合 かつ平成21年軽油重量車基準より10%以上NOx, PM低減」	平成27年度燃費基準+5%		
ガソリン自動車	乗用車	「平成30年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成30年ガソリン軽中量車基準より50%以上NOx低減」 又は「平成17年ガソリン軽中量車基準適合 かつ平成17年ガソリン軽中量車基準より75%以上NOx低減」	平成27年度燃費基準+10%	税率20%軽減	
	車両総重量が2.5 t 以下のバス・トラック		平成27年度燃費基準+5%		

平成29年度自動車税税率表

車種別	用途別	営業用	自家用	
		円	円	
1 乗用車	総排気量が 1ℓ以下のもの又は電動機を原動機とするもの	7,500	29,500	
	〃 1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	8,500	34,500	
	〃 1.5ℓを超え2ℓ以下のもの	9,500	39,500	
	〃 2ℓを超え2.5ℓ以下のもの	13,800	45,000	
	〃 2.5ℓを超え3ℓ以下のもの	15,700	51,000	
	〃 3ℓを超え3.5ℓ以下のもの	17,900	58,000	
	〃 3.5ℓを超え4ℓ以下のもの	20,500	66,500	
	〃 4ℓを超え4.5ℓ以下のもの	23,600	76,500	
	〃 4.5ℓを超え6ℓ以下のもの	27,200	88,000	
〃 6ℓを超えるもの	40,700	111,000		
2 トラック	最大積載量が 1トン以下のもの	6,500	8,000	
	〃 1トンを超え2トン以下のもの	9,000	11,500	
	〃 2トンを超え3トン以下のもの	12,000	16,000	
	〃 3トンを超え4トン以下のもの	15,000	20,500	
	〃 4トンを超え5トン以下のもの	18,500	25,500	
	〃 5トンを超え6トン以下のもの	22,000	30,000	
	〃 6トンを超え7トン以下のもの	25,500	35,000	
	〃 7トンを超え8トン以下のもの	29,500	40,500	
	〃 8トンを超えるもの	29,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,700円を加算した額	40,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,300円を加算した額	
	最大乗車定員が4人以上の乗用車に準ずるもの	総排気量が1ℓ以下のもの又は電気を動力源とするもの	最大積載量に応じた額に3,700円を加算した額	最大積載量に応じた額に5,200円を加算した額
〃 1ℓを超え1.5ℓ以下のもの	〃 4,700円	〃 6,300円		
〃 1.5ℓを超えるもの	〃 6,300円	〃 8,000円		
3 バス	(1)一般乗合用及び通学用	乗車定員が 30人以下のもの	12,000	12,000
		〃 30人を超え40人以下のもの	14,500	14,500
		〃 40人を超え50人以下のもの	17,500	17,500
		〃 50人を超え60人以下のもの	20,000	20,000
		〃 60人を超え70人以下のもの	22,500	22,500
	(2)その他のもの	〃 70人を超え80人以下のもの	25,500	25,500
		〃 80人を超えるもの	29,000	29,000
		乗車定員が 30人以下のもの	26,500	33,000
		〃 30人を超え40人以下のもの	32,000	41,000
		〃 40人を超え50人以下のもの	38,000	49,000
〃 50人を超え60人以下のもの	44,000	57,000		
〃 60人を超え70人以下のもの	50,500	65,500		
〃 70人を超え80人以下のもの	57,000	74,000		
〃 80人を超えるもの	64,000	83,000		
4 三輪の小型自動車		4,500	6,000	
5 けん引車及び被けん引車	(1)けん引車	小型自動車に属するもの	7,500	10,200
		普通自動車に属するもの	15,100	20,600
	(2)被けん引車	小型自動車に属するもの	3,900	5,300
		普通自動車に属するもので最大積載量が8トン以下のもの	7,500	10,200
		普通自動車に属するもので最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,800円を加算した額	10,200円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額

車種別		用途別	営業用	自家用	
			円	円	
6 特種用途車	(1) 霊柩車	普通自動車に属するもの	12,600	14,300	
		小型自動車に属するもの	5,800	6,500	
	(2) 塵芥車等	普通自動車に属するもの	12,100	15,000	
		小型自動車に属するもの	5,500	6,900	
	(3) キャンピングカー	原動機を用いないもの	普通自動車に属するもの	7,500	10,400
			小型自動車に属するもの	3,900	5,300
		その他のもの	普通自動車に属するもの	25,400	23,600
			総排気量10以下のもの又は電動機を原動機とするもの		27,600
			〃 10を超え1.50以下のもの		31,600
			〃 1.50を超え20以下のもの		36,000
			〃 20を超え2.50以下のもの		40,800
			〃 2.50を超え30以下のもの		46,400
			〃 30を超え3.50以下のもの		53,200
			〃 3.50を超え40以下のもの		61,200
	〃 40を超え4.50以下のもの		70,400		
	〃 4.50を超え60以下のもの		88,800		
〃 60を超えるもの					
(4) その他の用に用いるもの	トラックに類するもので最大積載量の少ないもの	小型自動車に属するもの	18,200	23,600	
		総排気量10以下のもの又は電動機を原動機とするもの		27,600	
	〃 10を超え1.50以下のもの		31,600		
	〃 1.50を超え20以下のもの		36,000		
	〃 20を超え2.50以下のもの		40,800		
	〃 2.50を超え30以下のもの		46,400		
	〃 30を超え3.50以下のもの		53,200		
	〃 3.50を超え40以下のもの		61,200		
	〃 40を超え4.50以下のもの		70,400		
	〃 4.50を超え60以下のもの		88,800		
〃 60を超えるもの					
その他のもの	車両重量が	5トン以下のもの	9,000	11,500	
		〃 5トンを超え10トン以下のもの	18,500	25,500	
		〃 10トンを超え15トン以下のもの	29,500	40,500	
		〃 15トンを超えるもの	39,000	53,000	

自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各号に該当する自動車について定められた額

(注) 総排気量は、ロータリーエンジンを搭載する自動車にあっては、単室容積にローター数を乗じて得た数値の100分の150に相当する数値とする。

自動車税のグリーン化税制

(1) 軽 課

新車新規登録の時期	対象自動車	軽課割合	軽課期間
平成13年度 平成14年度	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車）	概ね50%軽課	2 年間
	☆☆☆かつ燃費基準達成	概ね25%軽課	
	☆☆かつ燃費基準達成		
平成15年度	☆☆☆かつ燃費基準達成	概ね50%軽課	1 年間
	燃費基準達成車で★★★★以上		
	低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車）	概ね50%軽課	
平成16年度	燃費基準+5%達成車で★★★★	概ね25%軽課	1 年間
	燃費基準達成車で★★★★	概ね25%軽課	
	燃費基準+5%達成車で★★★★	概ね50%軽課	
平成17年度	燃費基準+5%達成車で★★★★	概ね25%軽課	1 年間
	燃費基準+5%達成車で★★★★		
	燃費基準達成車で★★★★	概ね50%軽課	
平成18年度	燃費基準+20%達成車で★★★★	概ね25%軽課	1 年間
	燃費基準+10%達成車で★★★★		
	燃費基準+20%達成車で★★★★	概ね50%軽課	
平成19年度	燃費基準+10%達成車で★★★★	概ね25%軽課	1 年間
	燃費基準+10%達成車で★★★★		
	燃費基準+25%達成車で★★★★	概ね50%軽課	
平成20年度 平成21年度	燃費基準+15%達成車で★★★★	概ね25%軽課	1 年間
	燃費基準+15%達成車で★★★★		
	燃費基準+25%達成車で★★★★	概ね50%軽課	
平成22年度 平成23年度	燃費基準+25%達成車で★★★★	概ね50%軽課	1 年間
	燃費基準+25%達成車で★★★★		
平成24年度 平成25年度	燃費基準+10%達成車で★★★★	概ね25%軽課	1 年間
	燃費基準+10%達成車で★★★★		
	燃費基準+25%達成車で★★★★	概ね50%軽課	
平成26年度 平成27年度	燃費基準+10%達成車で★★★★	概ね50%軽課	1 年間
	燃費基準+10%達成車で★★★★		
	燃費基準+25%達成車で★★★★	概ね75%軽課	
平成28年度	燃費基準+10%達成車で★★★★	概ね50%軽課	1 年間
	燃費基準+10%達成車で★★★★		
	燃費基準+20%達成車で★★★★	概ね75%軽課	
平成29年度	燃費基準+30%達成車で★★★★	概ね50%軽課	1 年間
	燃費基準+30%達成車で★★★★		
	燃費基準+10%達成車で★★★★	概ね75%軽課	

(注)1 ☆☆☆は平成12年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車、☆☆は50%以上性能のよい自動車、☆は25%以上性能のよい自動車である。

- 2 ★★★★★は、平成17年排出ガス基準値より75%以上性能のよい自動車、★★★★とは50%以上性能のよい自動車をいう。
- 3 燃費基準達成車とは、特に定めのない限り平成22年度（ディーゼル車は平成17年度）に達成すべき燃費基準を達成した自動車をいう。
- 4 燃費基準+○%達成とは、特に定めのない限り平成22年度（ディーゼル車は平成17年度）に達成すべき燃費基準より○%以上を達成した自動車をいう。
- 5 平成27年度燃費基準達成車にディーゼル車は含まれない。

(2) 重 課

対象自動車	重課割合	重課期間
新車新規登録から11年を超えたディーゼル車	概ね15%重課	新車新規登録から11年又は13年を超えた翌年度以降
新車新規登録から13年を超えたガソリン車、LPG車		

(注)1 バス（一般乗合用を除く）、トラック（被けん引車を除く）、霊柩車、塵芥車等（散水車、塵芥車、清掃車、糞尿車）、特種用途車のうち形状がトラックに類するもので最大積載量がないものの重課割合は、概ね10%。

- 2 電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。